其外品々申立、且相手方ニ而者、元来出雲崎町之儀者北国そのほか しなじな もうしたて かつ あいてかたにては がんらい いずもざきまちのぎは ほっこく

往来佐州御用御渡海之湊ニ而までらり、さしゅう(佐渡)ごよう ごとかいのみなとにて

御奉行所様幷其外諸御役人様方御渡海之節御運送
おぶぎょうしょさま ならびに そのほか しょおやくにんさまがた ごとかいのせつ ごうんそう

仕、北国っかまつり 北国無類之宿役湊役相勤候得共、小高ニ而山林等

一切無之、いっさいこれな これなく 大勢之百姓漁業而巳ニ而御用相勤候ニ付、漁船はく おおぜいの ひゃくしょう ぎょぎょうのみにて ごよう あいつとめ そうろうにつき りょうぶね

御役永者前々ら御免除被おやくえいは まえまえより ごめんじょ 仰付、漁業之儀者沖者一躰入会おおせつけられ ぎょぎょうのぎは おきは いったい

二而漁業相稼渡世仕来候、然ル処出雲崎漁船之内にて ぎょぎょう あいかせぎ とせいつかまつりきたりそうろう しかるところ いずもざきりょうぶねのうち

八兵衛外拾弍人、船都合拾三艘乗組人数三拾九人之者共はちべいほか じゅうににん ふね つごう さんそう のりくみにんずう さんじゅうくにんのものども

沖合ニ而漁業罷在候処、訴訟方今町浦漁船八艘出雲崎町ぉきあいにて ぎょぎょう まかりありそうろうところ そしょうかた いままちうら りょう りょうぶね はっそう いずもざきまち

漁船目掛ケ一散二漕来、同町漁師共配置候魚縄りょうぶね めがけ いっさんに こぎきたり どうまち りょうしども くばりおきそうろう うおなわ

海中ゟ取揚奪取、八兵衛乗外拾弍艘之船江矢庭ニ乗移かいちゅうより とりあげ うばいとり はちべいのり ほかじゅうにそうのふねへ やにわに

漁師共打擲候旨声高二申訇、船具を以理不尽二打擲 りょうしども ちょうちゃくそうろうむね こわだかに もうしはり せんぐをもって りふじんに

仕候に付、出雲崎つかまつりそうろうにつき 出雲崎漁船乗組之内嘉兵衛外八人悉手疵受 いずもざきりょうぶね のりくみのうち かへい ほかはちにん ことごとく

すでに きぜつなど いたしそうろうあいだ そのよの ものども しんめいのかぎり あいふせぎそうろううち

既気絶等致候間、其余之もの共身命限相防候内

ふねぶね うちやぶられ なげすて りょうもの のこらず うばいとり

船々被打破、 船道具者海中江投ケ捨、 漁物不残奪取

右者文政七申年中漁場異論之儀ニ付あり みぎは ぶんせいしちさるどしちゅう りょうば いろんのぎにつき

候儀ニ有之、右

熟談之上、 じゅくだんのうえ 仕来之趣を以双方被為取替議定も有之、 しきたりの おもむきをもって そうほう とりかわせられ ぎじょうも これあり

役人者勿論、 やくにんは もちろん 漁師共一同得与相弁乍罷在、同町進退之 りようしども いちどう とくと あいわきまえ まかりありながら どうまち

漁場『候抔与品々相違之儀申立、 りょうばにそうろう 品々相違之儀申立、逆訴仕候段不当至極 などと しなじな そういのぎ もうしたて ぎゃくそつかまつりそうろうだん ふとうしごく

のむね そのほか 其外品々答上双方申争御吟味中之処、 品々答上双方申争御吟味中之処、御利解之趣双方ニ而しなじな こたえあげ そうほう もうしあらそい ごぎんみちゅうのところ ごりかいのおもむき そうほうにて

相弁江対談仕候処、 あいわきまえ たいだんつかまつりそうろうところ いご いずもざきまちのものども ぎょぎょう かせぎかたのぎ 以後出雲崎町之もの共漁業稼方之儀

とまりぎょぎょう とごうし じゅうはちかそん ならびに いままちへ りょうぶね のりつけ じょうりくいたし

泊漁業与号拾八ヶ村幷今町江漁船乗附上陸い多し

ししゅくのうえ みぎさかな うりさばき なお よくじつ どうようのかせぎ いたしそうぎは

止宿之上右魚売捌、 猶翌日同様之稼い多し候儀者

いたさず 沖漁之儀者一同入会 "付、相稼候得共、 おきりょうのぎは いちどういりあいにつき あいかせぎそうらえども そのひがえりに 其日帰りニ

いたしそうろうはず いそりょう おきりょうのさかいは はっさきより えさきはな(鳥ヶ首)

い多し候筈、磯漁沖漁之境者鉢崎ゟ江崎鼻

までのあいだ じゅうはちかそんの ものども じびき ならびに いそりょう いたしそうろうは

迄之間、拾八ヶ村之もの共、地引幷磯漁い多し候者

なみうちぎわより およそ ごじゅっちょうほどの おもむきに これあり もっとも さかなのよりかたにて

浪打際ゟ凡五拾町程之趣『有之、尤魚之寄方』而不同者

可有之候得共、右磯漁場所江者不立入、和熟之上相互ニ これあるべく そうらえども みぎ いそりょうばしょへは たちいらず わじゅくのうえ そうごに

漁業無差支様相稼候積り取極、 ぎょぎょう さしつかえなきよう あいかせぎ そうろうつもり とりきめ いちどう もうしぶんなく 一同無申分熟談

じゅくだん

内済仕、

ないさいつかまつり

ひとえに

御威光与難有仕合奉存候、依之為後証連印済口 しあわせに ぞんじたてまつりそうろう これにより こうしょうのため れんいん すみくち

さしあげもうすところ くだんのごとし

証文差上申処、 如 件

越後国頸城郡今町榊原式部大輔領分 えちごのくに さかきばら しきぶのたいふ くびきごおり りょうぶん いままち

漁師総代 百姓 ひゃくしょう りょうしそうだい 祐 蔵 すけぞう

ちょうがしら

竹右衛門 たけえもん

役人総代やくにんそうだい 大年寄 おおどしより

次郎右衛門 じろうえもん

右三人煩ニ付代兼 りょうしそうだい

みぎ

さんにん

わずらい(病気)につき

だいがね (代理)

ひゃくしょう

訴訟人 そしょうにん 又右衛門 またえもん

天保十三年三月

役人総代 やくにんそうだい

丁頭 ちょうがしら

仁兵衛 じんべい

同

後